

自主点検表（金属等の研磨作業）

この自主点検は、定期的を実施してください。

事業場名： _____

点検者職氏名： _____

点検日：平成 年 月 日

点検結果の該当項目に 印をします。

点 検 項 目		点 検 結 果			備 考
1	金属の研磨作業に使用している工具	手持式又は可搬式動力工具 *1	固定式動力工具 *2	両方 *2	
2	じん肺健康診断の実施	有	無		無の場合は改善が必要です。
3	じん肺健康管理状況報告	提出済	未提出		未提出の場合は改善が必要です。
4	屋内での *2 による作業における設備	局排等と除じん装置の設置、又は湿潤な状態を保つ設備の設置	局排等の設置（除じん装置なし）	設置無	の場合は改善が必要です。
5	屋内での *1 における設備等	全体換気装置の設置	密閉化、湿潤化、局排等の設置	設置等無	設置等無の場合、改善が必要です。
6	局排等管理				
	局排等の「検査・点検責任者」	選任	未選任		未選任の場合は改善が必要です。
	検査・点検（上記の者による）補修等	実施済	未実施		未実施の場合は改善が必要です。
7	呼吸用保護具に関する管理				
	保護具着用管理責任者（以下の ~ について、主体的に行う者）	選任	未選任		未選任の場合は改善が必要です。
	適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導	有	無		無の場合は改善が必要です。
	保護具の保守管理及び廃棄	実施済	未実施		未実施の場合は改善が必要です。
	フィルタの交換管理	実施済	未実施		未実施の場合は改善が必要です。
	電動ファン付き呼吸用保護具の使用	有	無		無の場合は使用を検討してください。

8 たい積粉じん対策	たい積粉じん清掃責任者	選任済	未選任		未選任の場合は改善が必要です。
	定期的な清掃の実施	作業日及び月1回以上	不定期	無	の場合は改善が必要です。
9 特別教育（*2に該当する場合）		実施済	未実施		未実施の場合は改善が必要です。
10 健康管理対策状況	粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外への転換措置（じん肺管理区分2又は3イの労働者がいる場合）	両方実施済	いずれか実施済	未実施 ・ 該当者無	未実施の場合は改善が必要です。
	産業医等による保健指導や「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育等	実施済	未実施	有所見者 無	未実施の場合は改善が必要です。

各点検項目の留意点につきましては、別紙を御参照ください。

【自主点検における留意点】

1 点検項目 1～3 について

手持式又は可搬式を含む動力工具による研磨作業は、粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）における「粉じん作業」に該当します。そのため、当該作業に常時従事する労働者及び労働者であった者は、じん肺法に規定する健康診断の実施が必要であるほか、「じん肺健康管理状況報告」による所轄労働基準監督署長への報告も必要になります。

2 点検項目 4 について

屋内において、手持式及び可搬式を除く動力工具による研磨作業は、粉じん則における「特定粉じん作業」に該当します。そのため、当該作業を行う場合は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置（以下「局排等」という。）の設置とともに、除じん装置の設置（特定粉じん発生源が10以上ある場合に限る。）又は湿潤な状態を保つための設備の設置が必要です。

3 点検項目 5 について

屋内において手持式又は可搬式の動力工具による研磨作業は、粉じんばく露防止の観点から、全体換気装置、粉じん発散源の密閉化、湿潤化又は局排等による粉じんの減少措置を行う必要があります。

4 点検項目 6 - 、6 - について

局排等又は除じん装置の適正稼働を図るため、原則として局排等の定期自主検査講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任し、日常の点検及び定期自主検査を行わせるとともに、当該点検・検査に基づく補修等を行うことが必要です。

5 点検項目 7 - ～7 - について

呼吸用保護具の適正管理のため、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から「保護具着用管理責任者」を作業場ごとに選任し、保護具の適正な選択、使用及び保守管理を行わせることが重要です。

6 点検項目 7 - について

電動ファン付き呼吸用保護具は、一般的に防じんマスクより防護係数が高く、健康障害防止の観点からより有用であるため、着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においてもこれを着用することが望ましいものとなります。

7 点検項目 8 について

粉じん作業を行う屋内作業場所は、毎日 1 回以上清掃を行うほか、床、設備等及び休憩設備の床等を 1 月以内ごとに 1 回、定期的に、真空掃除機等を用いて、又は水洗い等による清掃が必要です。

8 点検項目 9 について

特定粉じん作業に従事する労働者に対しては、じん肺の予防効果をあげるため、粉じん障害防止規則第 22 条に定める特別教育の実施が必要です。
なお、この教育は、繰り返し行うことにより一層の効果が期待されます。

9 点検項目 10 - 、10 - について

じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 の労働者に対しては、粉じん作業に従事する時間の短縮や労働者の実情を勘案しての作業場所の変更等、粉じんばく露を低減するための措置が必要です。

また、じん肺有所見労働者におけるじん肺の増悪防止を図るためには、産業医等による継続的な保健指導や「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を行うほか、禁煙や肺がん検査の実施に関する働きかけを行うことが重要です。